

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 連結納税制度の政令

Q : 連結納税関係の政令が公布されたようですが、内容を教えてください。

A : 適用申請の細目をはじめ、連結所得金額算定の細目等が明らかにされています。

【解説】

8月1日施行となった連結納税制度ですが、その施行日当日に法人税法施行令等の一部改正が公布され、その詳細が明らかになりました。

政令では、株式移転により設立された持株会社の完全子会社のうち、株式移転の直前に他の法人の商法上の子会社であった法人の繰越欠損金は連結所得に引き継げない旨の規定が盛り込まれています。

また、連結税額の個別配分額について連結法人間で清算を行わなかった場合には、寄附金課税の対象となることが明記されています。

その他、連結法人の判定基準である株式100%保有かどうかの判定の際には、①金庫株等、②発行済株式総数のうちに占める従業員持株会の株式、ストック・オプションにより取得した株式の合計数が100分の5に満たない場合における、当該従業員持株会の株式、ストック・オプションにより取得した株式は除かれることや、適用申請の細目、連結所得金額算定の細目も明らかにされています。

なお、通常、政令と同時に公布される省令ですが、法人税申告書の別表に関する部分は、膨大な作業量の関係で後日改めて公布されることとなっています。

